九　法第四条第二号から第十一号まで及び第十八条の二各号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しない旨の宣誓書

十　法第十八条の二第三号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に該当するかどうかを審査するために協会が必要と認める書類

十一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類

イ　第二条第三号ハ、ニ又はヘに掲げる場合　これらの規定に定める事務所又は事業所その他の施設に勤務していることを証する書類

ロ　第二条第三号ホに掲げる場合　会社その他の者の役員又はこれに準ずる者であることを証する書類

（登録の抹消に関する届出手続）

第七条　公認会計士等が法第十六条の二第五項第一号（法第二十一条第一項第三号に係る部分のうち法第四条第六号に係る部分を除く。）若しくは第二号又は第二十一条第一項各号（第三号にあつては、法第四条第六号に係る部分を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、本人又はその法定代理人、相続人若しくは同居の親族は、遅滞なく、その旨を記載した様式第七号による公認会計士等の登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなければならない。

2　［略］

3　前二項の規定は、公認会計士等が法第二十一条第二項第二号又は第四号（これらの規定を法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に該当するに至つたときについて準用する。

（開業登録に関する協会の手続）

第八条　［略］

2　協会は、前項の審査の結果、当該申請者の登録の申請が適法であることを確認したときは、遅滞なく、開業登録を行い、その旨、開業登録の年月日及び登録番号を当該申請者に通知しなければならない。

［3・4　略］

（変更登録に関する協会の手続）

第九条　協会は、公認会計士等の変更登録申請書の提出があつたときは、審査の上、遅滞なく、変更登録を行い、その旨及び変更登録の年月日を当該申請者に通知しなければならない。

（登録の抹消の事由）

第十条　法第二十一条第二項第三号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める期間は、三事業年度（公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第十七号）第一条第一項に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）とする。

2　法第二十一条第二項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、当該研修を受けていない期間（当該期間が四事業年度以上である場合にあつては、当該期間のうち直近の三事業年度）のうちに公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令第二条第三項の規定による当該研修の免除がされた期間がある場合とする。

（登録の抹消に関する協会の手続）

第十一条　協会は、第七条第一項の規定による公認会計士等の登録の抹消に関する届出書の提出があつたときは、審査の上、遅滞なく、登録の抹消を行い、その旨及び登録の抹消の年月日を当該届出者に通知しなければならない。

九　法第四条第二号、第三号及び第五号から第十号まで並びに第十八条の二各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

十　法第十八条の二第二号に該当するかどうかを審査するために協会が必要と認める書類

十一　監査法人又は他の公認会計士等の事務所に勤務している場合にあつては、当該監査法人又は事務所に勤務していることを証する書類

（登録の抹消に関する届出手続）

第七条　公認会計士等が法第二十一条第一項各号のいずれか又は法第十六条の二第五項第二号に該当するに至つたとき（法第四条第六号に該当するときを除く。）は、本人又はその法定代理人、相続人若しくは同居の親族は、遅滞なく、その旨を記載した様式第七号による公認会計士等の登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなければならない。

2　［同上］

［項を加える。］

（開業登録に関する協会の手続）

第八条　［同上］

2　協会は、前項の審査の結果、当該申請者の登録の申請が適法であることを確認したときは、遅滞なく、開業登録を行ない、その旨、開業登録の年月日及び登録番号を当該申請者に通知しなければならない。

［3・4　同上］

（変更登録に関する協会の手続）

第九条　協会は、公認会計士等の変更登録申請書の提出があつたときは、審査のうえ、遅滞なく、変更登録を行ない、その旨及び変更登録の年月日を当該申請者に通知しなければならない。

［条を加える。］

（登録の抹消に関する協会の手続）

第十条　協会は、公認会計士等の登録の抹消に関する届出書の提出があつたときは、審査のうえ、遅滞なく、登録の抹消を行ない、その旨及び登録の抹消の年月日を当該届出者に通知しなければならない。